

令和4年6月17日

各小・中学校保護者 様

東松山市教育委員会教育長

学習用端末の破損等の取扱いについて（お知らせ）

日頃より本市の学校教育にご理解・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

子供たち一人一人に個別最適化された学びや創造性を育む教育ICT環境の実現、いわゆるGIGAスクール構想の実現に向けて、本市においても、令和3年度より校内高速通信ネットワーク環境及び児童生徒一人一台の学習用端末を整備し、活用を進めているところです。

さて、学習用端末の取扱い（破損等）については、『学習用端末利用の手引』でお知らせしているところですが、学習用端末破損等の修理代負担についてわかりやすくお伝えするために、下記のとおり内容を整理いたしました。

保護者の皆様には、端末利用についてご理解・ご協力を賜りますようお願いいたします。

記

1 学習用端末破損等の修理代負担について

（1）原則

- ・学校内で使用している場合は、修理代は教育委員会負担とします。
- ・学校の指示により家庭に持ち帰っている場合は、修理代は教育委員会負担とします。
- ・希望により家庭に持ち帰っている場合は、修理代は保護者負担とします。

（2）例外

- ・学校内（学校の指示により家庭に持ち帰っている場合も含む）で使用している場合でも、故意による破損等である場合は、修理代は保護者負担とします。

（3）具体例

<教育委員会負担となる例>

- ・通常利用における破損等（学校管理下及び教師の指示による家庭への持ち帰りにおいて）
例）・電源が入らない ・起動しない ・画面が映らない ・カメラが映らない
・画面やキーボードが操作できない ・偶発的な落下による破損等 ・自然災害

<保護者負担となる例>

①故意による破損等

- 例）・教師の指示なしに、保管庫から取り出したり、使ったりした際に生じた破損等
- ・教師の指示なしに、家庭に持ち帰った際に生じた破損等
- ・教師の指示とは異なる、学習以外の用途に使用した際に生じた破損等
- ・教師の指示なしに、他人の学習用端末を操作した際に生じた破損等

- ・画面をたたく、本体を投げる等、想定されている使用方法以外で生じた破損等
- ・水没・キーボードへの飲み物等をこぼす等による破損等（教師の指示のあるなしにかかわらず）
- ・登下校中に、学校が示す運搬方法以外（例えば、手で持ち帰った等）で生じた破損等
- ・家庭（預かり先も含む）以外（屋外・友人宅等）で使用して生じた破損等

②家庭における紛失

- 例) ・家庭に持ち帰った際の端末の紛失（教師の指示のあるなしにかかわらず）
- ・充電器の紛失（家庭に貸し出している場合）

2 その他

- ・故障・紛失の際には、学校にお知らせいただくとともに、「破損届・修理願」・「紛失届」をご提出ください。
- ・修理代金を負担していただく場合の修理方法等については、その都度学校よりお知らせします。

お問合せ先 東松山市教育委員会
学校教育部学校教育課
電話 0493-21-1429